

第1章 弘前市

第1節 青森地方裁判所弘前支部

北沢 恵理奈

はじめに

2008年4月22日、青森地方裁判所弘前支部を訪問し、実際の裁判の様子を裁判法ゼミナールで見学させていただきました。また、現職の裁判官の方にお話を伺いました。

1. 裁判傍聴

今回の裁判は、刑法109条非現住建造物放火の罪に問われている男性が被告人でした。午後3時に被告人が入廷し、裁判が始まりました。

人定質問、起訴状朗読、黙秘権等の告知、罪状認否、冒頭陳述と進んでいきました。

冒頭陳述では、被告人の出生、家族構成、前科の有無、犯行に至った経緯、焼失した家の登記や保険の状況、近隣住民の証言、消防士の証言等を検察官が読み上げ、弁護人に意見がないか確認します。今回は事実関係に争いがなかったため、弁護人から異議はありませんでした。

被告人への質問では、弁護人、検察官、裁判官から被告人へそれぞれ質問していました。

弁護人から被告人へは、子供の頃に病気になり目や耳が不自由なこと、そのせいでいじめを受けていたこと、放火した家をどのようにして入手したか、親戚との関係、近隣住民との関係、犯行当日の飲酒の程度、放火した家の取り壊しはどうか、社会復帰したらどうするか等の質問をしていました。質問時間は約20分間でした。

検察からは、放火した目的、放火した後どうするつもりだったのか、放火した後の行動、病気があるか、残った家はどうか等の質問をしていました。質問時間は約10分間でした。

裁判官からは、放火に至った原因とは何か、近隣住民に迷惑をかけると思わなかったのか、残った家はどうか等の質問をしていました。質問時間は約5分間でした。

論告では、犯行が計画的・悪質であること、放火によって近隣住民に精神的・財産的恐怖を与えたこと、再犯の可能性を否定できないこと等をあげ、懲役4年を求刑しました。

弁論では、犯行には親戚との特別な事情が関わっていること、いじめを受けていた事実、社会復帰の可能性のあること等から、憂慮してほしいとのことでした。

次に被告人の最終陳述でしたが、被告人は特にないと答えていました。

最後に裁判官が次回の期日を指定して、午後4時13分に裁判は終了しました。

※後日の判決言渡りで、懲役2年4ヶ月という刑になりました。被告人に不利な点として、隣家との距離が2.7メートルしか離れておらず燃え移る危険が高かったこと、隣人に止められていたのにもかかわらず犯行に及んだこと、家の面積の3分の2にあたる49.158平方

メートルを焼失しており公共の危険が大きかったこと、結果の重大さ等が、有利な点として、前科がないこと、被告人の生い立ち、酒の力を借りての犯行だということ、被告人が反省していること等が、それぞれ挙げられていました。

2. 裁判官の方への質問と回答

今回の訪問では、裁判官になられて10年目の方にご回答いただきました。

(1) 裁判官業務

(問) 司法試験に合格されて、裁判官を志望された理由を教えてください。

(答) 社会の役に立ちたいという思いがあり、司法試験を受けました。

司法修習の際、自分で考えて事件を解決できる点にやりがいを感じ、裁判官への道を選びました。弁護士には依頼者とのしごらみがありますが、裁判官にはそれがなく、法律と良心に従って事件を解決できるのが魅力だと思います。

(問) 裁判官のお仕事で、やりがいを感じられ、また苦勞されることは何ですか。

(答) 事件を早く適切に解決することが社会の役に立つという点でやりがいがあります。

事案に前例がなく、判決に迷うときは、最後は自分の常識で決めなければならないので苦勞します。また、重大事件だと、判決文を書くのが大変です。

(問) 今まで担当された裁判で、特に印象に残っているものはありますか。

(答) 事案ごとに事情が異なるので、特にこれといったものはなく、すべての裁判が印象に残っています。

(問) 訴訟業務について、本人、弁護士、司法書士（簡易裁判所の場合）の担当する事件数の各割合と、それぞれの場合で意識される違いはありますか。

(答) 刑事裁判では一定の罪の重い事件には必ず弁護士がつきますが、簡易裁判所の民事裁判では弁護士・司法書士のどちらもつかないのが約8割です。司法書士がつくのは全体の数%です。地方裁判所の民事裁判でも、原告・被告の双方に弁護士がつくのは約3割ですが、双方に弁護士がつかないのも約3割程度で、事件によって選任率が違います。民事裁判ではクレジットやサラ金の訴訟が多いです。

弁護士がついていない場合は、手続等丁寧に分かりやすく説明するようにしています（青森県は全国に比べ本人訴訟率が高いようです）。

(2) 裁判員制度

(問) 裁判員制度に期待されることは何ですか。

(答) 裁判員が国民から選ばれることで、裁判が身近になり、司法への信頼や理解が深まればいいと思います。

(問) 裁判員を選定する質問手続で、どのような人が裁判員にふさわしいとお考えですか。

(答) 国民の各層から広く選ばれるべきだと思います。特にこのような人というのはありません。一般論として、熱意があって、誠実であり、公平な判断ができ、義務を守れる人がふさわしいと思います。

(問) 裁判員に対して、裁判官として配慮したいと思われることと、注意して欲しいこと、守ってもらいたいことは何ですか。

(答) 最低限の法律関係の説明について、難しい法律用語は使わず、丁寧に説明したいです。意見を出し合える環境作りも必要だと思います。

裁判員には、誠実に、公平に取り組んで欲しいです。

(問) 裁判員制度について、提唱間もない噂に過ぎなかった頃と、模擬裁判などを通じて様子が分かり施行を控えた現在で、感じられる違いはありますか。

(答) 以前は、このような制度は本当にできるのだろうか疑問に思うこともありました。

現在では、広報活動によって、認知はされてきたのではないかと思います。制度を前向きに考える人も増えてきたと思います。

(問) 裁判員裁判の対象が刑事裁判なのはなぜですか、またどのようにお考えですか（民事裁判の方が参加しやすいという声も聞きます）。

(答) 民事裁判と刑事裁判との性質の違いとして、民事裁判はあくまでも個人の権利を確定するものですが、刑事裁判は罪を犯した者への刑罰を決めるものなので、刑事裁判の社会的公益が大きいからではないでしょうか。

民事裁判にまで裁判員制度の範囲を広げると、国民の負担が増えすぎると思います。

(問) 裁判員制度の趣旨は国民の多様な意見のとり入れにあるとされますが、裁判員の参加する第一審の判断は、第二審でどの程度尊重されるべきであるとお考えですか。

(答) アメリカのように陪審制度を採用しているところでは、国民の意見を尊重するために国民の決めたことは絶対です。しかし、日本では、裁判員制度だとしても誤審を防ぐために上訴できるようになっています。

裁判員制度の判決は尊重されるべきであるし、具体的ではありませんが尊重されるべきとの方向へ向かうと思われます。

(問) 裁判員制度を控えて、取り調べ過程につき、検察庁に続いて警察庁も部分的な可視化に踏み切りますが、全面的な可視化についてどのようにお考えですか。

(答) メリットとして、自白の任意性についての確認がしやすいこと、行き過ぎた取り調べに歯止めをかけることができること等が挙げられます。

デメリットとして、取り調べの際、被疑者が萎縮し発言しにくくなる可能性があり、取り調べの機能が損なわれるおそれがあるということが挙げられます。

可視化の対象は全事件ではなく、内容を選んで実験的に行われていますが、裁判員制度の導入に伴い裁判員に分かりやすく審理してもらうためには、可視化を制度としてきちんと整備するべきだと思います。

弁護人からすれば、自白のシーンだけ提出されるようなことがあれば不公平に思うかもしれません。

(問) 裁判員への参加に関する世論調査で、「義務ならやむを得ない」と回答する国民の意識について、どのようにお考えですか。

(答) やむを得ないと考えるのはある意味当然なことだと思います。大きな負担だと思っ
ていても、参加してもらえのならありがたいことです。裁判官としては、裁判員制度
にやりがいを感じてもらえるように努力したいです。

(問) 地方弁護士会により裁判員制度に対する反対決議がなされ、青森県弁護士会でも全
会員に意向調査がなされるそうですが、そうした動きについてどのようにお考えですか。

(答) 弁護士会のことなので、回答は差し控えます。

(3) 法曹養成と法曹人口

(問) 法科大学院を修了した新しい法曹に対して、期待されることまたは懸念されること
はありますか。

(答) 法科大学院では実務に根ざした教育が施されるので、早い段階から実務に慣れた法
曹が増えて欲しいと思います。早く一人前の法律家になることに期待しています。

法曹人口の増加によって法曹の質が低下するのではないかという懸念が聞かれますが、
どの地域の弁護士も忙しいですが、青森の弁護士は特に忙しいようです。忙しい中、弁
護士の方に裁判所から仕事を頼んでいる状態です。

おわりに

私は今回初めて刑事裁判を傍聴させていただきましたが、実際に傍聴してみて、裁判は
被告人の今後の人生を決めるものなので、裁判官、弁護士、検察官には、法律などの知識
だけではなく精神的な強さも必要だと感じました。また、実際に裁判を傍聴し被告人の供
述などを聞くことで、罪を犯すことがどれほど重大なことか意識しやすいのではないかと
思いました。

現役の裁判官の方の考えを伺うことができ、特に裁判員制度に関してはとてもタイムリ
ーな話題なので、とても参考になりました。

最後に、お忙しいなか時間を割いてくださった裁判所の方々、本当にありがとうございました。

